

議答申個第40号

平成31年3月18日

生駒市水道事業管理者 古川 文男 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

生駒市水道事業における配水管及び給水管の所有者に関する個人情報の外部提供
について（答申）

平成31年2月12日付け生水第351号で諮問のあったことについて、当審議会の
意見は、別紙のとおりです。

答 申

審議案件	生駒市水道事業における配水管及び給水管の所有者に関する個人情報の外部提供及び本人通知の省略について
審議会の意見	適当なものと認める。
審議内容	<p>開発事業の施行等のために個人が所有する水道管から分岐若しくは移設する必要がある場合、実施機関から所有者に氏名と住所を提供することについて文書で同意を得ることを基本とするが、居所不明等の場合であっても個人情報を外部提供すること並びに提供するに当たり本人通知を省略することについて、生駒市個人情報保護条例第9条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、個人が所有する水道管が公共の用に供されていること、個人情報の提供先がその個人所有の水道管から分岐若しくは移設する必要がある者に限ること、本人同意なく外部提供するのは居所不明若しくは応諾不明の場合のみであることから、公益上必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとの結論に達し、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
審 議 日	平成31年2月26日
個人情報取扱事務の名称	給水装置工事に関すること
提供する個人情報の項目	既設配水管の水道施設工事申請書等における申請者又は申込者の氏名、住所、設置場所
提 供 先	開発行為施行予定者、生駒市指定給水装置工事事業者、宅地所有者、宅地購入予定者及び宅地建物取引業者
所管課	上下水道部 工務課